

1. ペルーへ転校する際に必要な書類

別紙の書類は、児童生徒が日本の学校に在学していたことをペルーの学校に証明するためのものです。ただし、必要な書類は学校により異なりますので、事前に転校予定の学校と連絡がとれる場合は、情報を得るようにしてください。連絡が取れない場合は、以下の書類を全て用意し、持っていかれることをお勧めします。

必要な書類：

1. 在学証明書（卒業証明書）
2. 教育課程証明書
3. 成績証明書

これらの書類にスペイン語の説明書を添えて保護者にお渡しください。

書類作成にあっては、次のことに留意してください：

- 日本国内で転入学をした児童生徒には前在籍校の書類も必要です。
- 成績証明書は文章表現ではなくて文字や数字、記号にしてください。
- 公印確認申請書は学校で記入してください。

2. 転出手続きの方法

転出する児童生徒の保護者が学校に手続きの依頼をしてきた場合には、以下の手順に従ってください。

（１）外務省大阪分室に

外務省関係の手続きについては無料です、ただし郵便の送料（簡易書留510円程度×2）がいらいます。）

① 在学（卒業）証明書、教育課程証明書、成績証明書

外務省としては証明書が日本語でもスペイン語でも構いませんが、転校先に日本語を理解できるものがない恐れがありますので、スペイン語で作成したものを送る方がよいでしょう。日本語で作成したものは校内の控えにしてください。

② 公印確認申請書（上記1件につきそれぞれ1枚）（コピーして使ってください）

③ 学校の住所を書いた返信用定形外(A4版)封筒

（切手を必ず貼っておくこと。往復とも簡易書留にする）

④ 依頼文（「依頼文の例」参照）

外務省大阪分室

〒540-0008

大阪市中央区大手前2-1-22

大阪府庁内

TEL：

06-6941-4700/4080

(2) 1～2週間後に在学(卒業)証明書、教育課程証明書、成績証明書の書類が外務省の認証を受けて戻ってくるので、それを、保護者に手渡します。

(3) ペルー領事館に

保護者はそれをペルー領事館へ持っていき、認証をもらいます。

- * 認証印1つにつき150円手数料がかかります。(150円×3通)
(外務省と領事館での手続きは郵送でも可能である。)

ペルー共和国総領事館

〒141-0071 品川区品川区東五反田1丁目13-12
五反田ビル6階

TEL: 03-5793-4444/45

FAX: 03-5793-4446

保護者にペルーの領事館に電話して、お金の振り込み方法や受け取りにかかる日数を確認するよう伝えてください。

(4) その他

- ・ 郵送に必要な経費は保護者に負担してもらう(簡易書留510円程度×2×2)
- ・ 大阪外務省と東京のペルー領事館へ送る定形外(A4版)封筒の宛名書きは学校でしてください。
- ・ 総領事館から戻った書類を保護者に渡す。